

○農業協同組合、農業協同組合連合会及び農事組合法人向けの総合的な監督指針（信用事業及び共済事業のみに係るものを除く。）

（平成 23 年 2 月 28 日付け 22 経営第 6374 号農林水産省経営局長通知）一部改正新旧対照表

（下線部は改正部分）

改 正 後	現 行
Ⅱ－１－６ 個人情報保護対応 Ⅱ－１－６－１ 意義 （略） Ⅱ－１－６－２ 主な着眼点 （略） Ⅱ－１－６－３ 監督手法・対応 （１）行政庁への報告 ① 個人データの漏えい等に係る報告 組合（厚生連を除く。）は、個人情報保護法及び個人情報の保護に関する法律施行規則（平成 28 年個人情報保護委員会規則第 3 号）等の規定、保護法等ガイドライン及び関連通知等により、個人データの漏えい等であって個人の権利利益を害するおそれ大きいもの（①要配慮個人情報が含まれる個人データの漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態、②不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれがある個人データの漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態、③不正の目的をもって行われたおそれがある<u>当該組合に対する行為による個人データ（当該組合が取得し、又は取得しようとしている個人情報であって、個人データとして取り扱われることが予定されているものを含む。）</u>の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態、④個人データに係る本人の数が千人を超える漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態。<u>以下同じ。</u>）が生じたときは、速やかに農林水産大臣（都道	Ⅱ－１－６ 個人情報保護対応 Ⅱ－１－６－１ 意義 （略） Ⅱ－１－６－２ 主な着眼点 （略） Ⅱ－１－６－３ 監督手法・対応 （１）行政庁への報告 ① 個人データの漏えい等に係る報告 組合（厚生連を除く。）は、個人情報保護法及び個人情報の保護に関する法律施行規則（平成 28 年個人情報保護委員会規則第 3 号）等の規定、保護法等ガイドライン及び関連通知等により、個人データの漏えい等であって個人の権利利益を害するおそれ大きいもの（①要配慮個人情報が含まれる個人データの漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態、②不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれがある個人データの漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態、③不正の目的をもって行われたおそれがある<u>個人データ</u>の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態、④個人データに係る本人の数が千人を超える漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態）が生じたときは、速やかに農林水産大臣（都道府県の所管する組合にあつては、都道府県知事）に報告することとされているが、都道府県知事が当該報告を受けた場合は、直ちに地方農政局等宛て報告することとする。また、

府県の所管する組合にあっては、都道府県知事）に報告することとされているが、都道府県知事が当該報告を受けた場合は、直ちに地方農政局等宛て報告することとする。また、地方農政局及び沖縄総合事務局においては、これらの報告について、直ちに協同組織課宛て報告するものとする。なお、個人情報の保護に関する法律施行令（平成 15 年政令第 507 号）第 40 条第 1 項の規定により都道府県知事が個人情報保護法第 146 条第 1 項に規定する検査等事務を行った場合においては、個人情報の保護に関する法律施行令第 40 条第 3 項に基づく個人情報保護委員会への報告は、地方農政局等及び協同組織課を経由して行うものとする。厚生連は扱う情報の多くが要配慮個人情報であるため、個人データの漏えい等であって個人の権利利益を害するおそれ大きいものが生じたときは、速やかに個人情報保護委員会に報告を行うこととし、当該報告を行った場合には、速やかに農林水産大臣（県の所管する厚生連にあっては、県知事）に情報提供するよう要請することとする。県知事が当該情報提供を受けた場合は、毎月分を取りまとめの上、翌月 20 日までに地方農政局宛て報告するものとする。地方農政局においては、これらの報告について、協同組織課宛てに報告するものとする。 ②・③ （略） （2） （略） Ⅱ－１－７ 組合員に対する説明態勢等の整備 （略） Ⅱ－１－８ ＩＴによるシステム Ⅱ－１－８－１ 意義	地方農政局及び沖縄総合事務局においては、これらの報告について、直ちに協同組織課宛て報告するものとする。なお、個人情報の保護に関する法律施行令（平成 15 年政令第 507 号）第 40 条第 1 項の規定により都道府県知事が個人情報保護法第 146 条第 1 項に規定する検査等事務を行った場合においては、個人情報の保護に関する法律施行令第 40 条第 3 項に基づく個人情報保護委員会への報告は、地方農政局等及び協同組織課を経由して行うものとする。厚生連は扱う情報の多くが要配慮個人情報であるため、個人データの漏えい等であって個人の権利利益を害するおそれ大きいものが生じたときは、速やかに個人情報保護委員会に報告を行うこととし、当該報告を行った場合には、速やかに農林水産大臣（県の所管する厚生連にあっては、県知事）に情報提供するよう要請することとする。県知事が当該情報提供を受けた場合は、毎月分を取りまとめの上、翌月 20 日までに地方農政局宛て報告するものとする。地方農政局においては、これらの報告について、協同組織課宛てに報告するものとする。 ②・③ （略） （2） （略） Ⅱ－１－７ 組合員に対する説明態勢等の整備 （略） Ⅱ－１－８ ＩＴによるシステム Ⅱ－１－８－１ 意義
---	---

合併に伴う組合員数の増加や取引先の多様化などを背景に、事業における取引の規模・頻度が増加している中で、ＩＴ（情報通信技術）によるシステム（以下、Ⅱ－１－８において「システム」という。）を利用することで事務処理を迅速かつ正確に行えるようになることから、必要に応じ、システムが適切に導入・運営されることが重要である。 <u>また、ホームページ等による情報発信は、組合経営への信頼性の向上に資するものであるが、システム障害やサイバーセキュリティ事案（注）が発生した場合は、その影響は組合経営全体に及びかねないことから、システムが安全かつ安定的に運営されることは組合員、取引先等の利害関係者の組合経営に対する信頼性を確保するための大前提であり、各事業の遂行に当たって遵守すべき法令等の規定並びにサイバーセキュリティ基本法（平成 26 年法律第 104 号）はもとより「サイバーセキュリティ経営ガイドライン Ver3.0」（経済産業省 独立行政法人情報処理推進機構）など他の分野に関する監督指針等を遵守する必要がある。</u> <u>なお、サイバーセキュリティ対策に関して、信用事業実施組合については系統金融機関向け監督指針Ⅱ－３－４－１、共済事業実施組合については共済事業向け監督指針Ⅱ－３－13 についても参照する。</u> <u>（注）「サイバーセキュリティ事案」とは、情報通信ネットワークや情報システム等の悪用により、サイバー空間を経由して行われる不正侵入、情報の窃取、改ざんや破壊、情報システムの作動停止や誤作動、不正プログラムの実行や DDoS 攻撃等の、いわゆる「サイバー攻撃」により、サイバーセキュリティが脅かされる事案をいう。</u> Ⅱ－１－８－２ 主な着眼点 （１）役員は、業務運営・経営管理におけるシステム利用の重要性を	合併に伴う組合員数の増加や取引先の多様化などを背景に、事業における取引の規模・頻度が増加している中で、ＩＴ（情報通信技術）によるシステム（以下、Ⅱ－１－８において「システム」という。）を利用することで事務処理を迅速かつ正確に行えるようになることから、必要に応じ、システムが適切に導入・運営されることが重要である。 Ⅱ－１－８－２ 主な着眼点 （１）役員は、業務運営・経営管理におけるシステム利用の重要性を
--	--

理解しているか。 (2) 取引の規模・頻度等に応じ、システム（例えば、受発注、代金精算等に係る管理システム）を整備し、適切に運用しているか。 (3) 役員は、<u>サイバーセキュリティの重要性を認識し、必要な態勢を整備しているか。</u> Ⅱ－１－８－３ 監督手法・対応 検査の結果、不祥事件届出書等により、システムに係る内部管理態勢の実効性等に疑義が生じた場合は、必要に応じヒアリングを行って検証し、業務運営の適切性、健全性に問題があると認められれば改善を促すこととする。 Ⅱ－２～Ⅱ－４（略） Ⅱ－５ 障害者等への対応 Ⅱ－５－１ 意義 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）により、事業者には、障害者に対する不当な差別的取扱いの禁止及び合理的配慮の<u>義務</u>が課せられており、組合はこれを遵守する必要がある。 <u>また、組合は、成年後見制度等の対象でなく意思表示を行う能力がありながら、視覚・聴覚や身体機能の障害のために事務手続等を単独で行うことが困難な者（以下「障害者等」という。）に対しても、視覚や聴覚に障害がない者等と同等のサービスを提供するよう配慮する必要がある。</u> Ⅱ－５－２ 主な着眼点 <u>(1) 「農林水産省所管事業分野における障害を理由とする差別の解</u>	理解しているか。 (2) 取引の規模・頻度等に応じ、システム（例えば、受発注、代金精算等に係る管理システム）を整備し、適切に運用しているか。 <u>(新規)</u> Ⅱ－１－８－３ 監督手法・対応 検査の結果、不祥事件届出書等により、システムに係る内部管理態勢の実効性等に疑義が生じた場合は、必要に応じヒアリングを行って検証し、業務運営の適切性、健全性に問題があると認められれば改善を促すこととする。 Ⅱ－２～Ⅱ－４（略） Ⅱ－５ 障害者への対応 Ⅱ－５－１ 意義 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）により、事業者には、障害者に対する不当な差別的取扱いの禁止及び合理的配慮の<u>提供義務</u>が課せられており、組合はこれを遵守する必要がある。 Ⅱ－５－２ 主な着眼点 <u>障害者への対応に当たって、「農林水産省所管事業分野における障</u>
---	---

消の推進に関する対応指針」(平成 27 年 12 月 7 日農林水産省告示第 2636 号)の各規定に<u>基づき、適切に対応しているか</u>。また、対応状況を把握・検証の上、対応方法の見直しを行う等、必要な内部管理態勢が整備されているか。 <u>(2) 組合の取引に係る手続において、障害者等の取引の利便性を向上させるよう努めているか。</u> <u>また、組合の新しい手続の導入の場合に、必要に応じて、障害者等に配慮した仕様を検討しているか。</u> <u>(3) 組合が、障害者等に配慮した取組を推進するに当たっては、国及び地方自治体などにおける障害者支援に係る施策を確認し、必要に応じて、組合のサービスにおいても利用するなどしているか。</u> <u>(4) 障害者等から組合に対し、意見(相談、苦情を含む。)があった場合、それらを踏まえた取組を行うよう努めているか。また、障害者等からの意見を完全に実現できない場合であっても、代替策を検討するなどしているか。</u> Ⅱ－５－３ 監督手法・対応 日常の監督事務や、<u>障害者等</u>からの苦情を通じて把握された組合における<u>障害者等</u>への対応に係る課題については、深度あるヒアリングを行うことにより内部管理態勢の整備状況を確認することとする。また、組合の内部管理態勢の整備状況に疑義が生じた場合には、必要に応じ、報告(法第 93 条に基づく報告を含む。)を求めて検証することとする。当該整備状況に問題が認められる場合には改善を促すこととする。 Ⅱ－６～Ⅲ－２－１ (略)	害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針」(平成 27 年 12 月 7 日農林水産省告示第 2636 号)の各規定に<u>則った適切な対応を実施しているか</u>。また、対応状況を把握・検証の上、対応方法の見直しを行う等、必要な内部管理態勢が整備されているか。 <u>(新規)</u> <u>(新規)</u> <u>(新規)</u> Ⅱ－５－３ 監督手法・対応 日常の監督事務や、<u>障害者</u>からの苦情を通じて把握された組合における<u>障害者</u>への対応に係る課題については、深度あるヒアリングを行うことにより内部管理態勢の整備状況を確認することとする。また、組合の内部管理態勢の整備状況に疑義が生じた場合には、必要に応じ、報告(法第 93 条に基づく報告を含む。)を求めて検証することとする。当該整備状況に問題が認められる場合には改善を促すこととする。 Ⅱ－６～Ⅲ－２－１ (略)
---	---

Ⅲ－２－２ 情報開示の適切性・十分性

Ⅲ－２－２－１ 財務書類の開示制度

組合の情報開示を充実させることは、組合の経営の透明性を高め、組合員や利用者からのチェックが働くことから事業運営の自己改革を促す上で重要である。

情報開示に期待される機能が適切に果たされるためには、組合の事業及び財務の内容がより正確に反映された書類が作成されることがその前提であり、最近の経済・社会環境の変化を踏まえ、適切な開示がされる必要がある。

組合に対しては、法令に基づき、各種財務書類の事業年度ごとの開示が義務付けられているところであるが、各開示書類の概況は次のとおりであり、各々の目的に適合した財務書類が開示される必要がある。

(１)・(２) (略)

(３) 説明書類の公衆縦覧

法第 10 条第 1 項第 3 号又は第 10 号の事業を行う組合は、法第 54 条の 3 の規定に基づき業務及び財産の状況を記載した説明書類（ディスクロージャー誌）を作成し、公衆の縦覧に供することが義務付けられている。

ディスクロージャー誌は、組合の金融機関としての性格を踏まえ、組合経営の透明性を確保するとともに、情報の非対称性による不利益から利用者を保護することを目的としている。また、ディスクロージャー誌については、多様な利害関係者に対する情報提供が円滑に行われる観点から、組合公式WEBサイトへ掲載するよう促すなど、農林水産省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則第 9 条の規定によるデジタル技術を活用した縦覧に

Ⅲ－２－２ 情報開示の適切性・十分性

Ⅲ－２－２－１ 財務書類の開示制度

組合の情報開示を充実させることは、組合の経営の透明性を高め、組合員や利用者からのチェックが働くことから事業運営の自己改革を促す上で重要である。

情報開示に期待される機能が適切に果たされるためには、組合の事業及び財務の内容がより正確に反映された書類が作成されることがその前提であり、最近の経済・社会環境の変化を踏まえ、適切な開示がされる必要がある。

組合に対しては、法令に基づき、各種財務書類の事業年度ごとの開示が義務付けられているところであるが、各開示書類の概況は次のとおりであり、各々の目的に適合した財務書類が開示される必要がある。

(１)・(２) (略)

(３) 説明書類の公衆縦覧

法第 10 条第 1 項第 3 号又は第 10 号の事業を行う組合は、法第 54 条の 3 の規定に基づき業務及び財産の状況を記載した説明書類（ディスクロージャー誌）を作成し、公衆の縦覧に供することが義務付けられている。

ディスクロージャー誌は、組合の金融機関としての性格を踏まえ、組合経営の透明性を確保するとともに、情報の非対称性による不利益から利用者を保護することを目的としている。また、ディスクロージャー誌については、多様な利害関係者に対する報提供が円滑に行われる観点から、組合公式WEBサイトへ掲載するよう促すなど、農林水産省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則第 9 条の規定によるデジタル技術を活用した縦覧に努

努めるよう促すものとする。 義務的記載項目については、施行規則本文及び別紙様式に定めがあるほか、開示に当たっての留意事項について系統金融機関向け監督指針及び共済事業向け監督指針に定められており、これらの規定に従い適切な開示が図られる必要がある。	めるよう促すものとする。 義務的記載項目については、施行規則本文及び別紙様式に定めがあるほか、開示に当たっての留意事項について系統金融機関向け監督指針及び共済事業向け監督指針に定められており、これらの規定に従い適切な開示が図られる必要がある。
--	---

附則（令和6年12月18日付け6経営第2087号経営局長通知）

（施行日）

本通知は、令和6年12月18日から施行する。